

## 本商品のお申込時にご確認いただきたい重要事項

### 1. 商品内容について

- ・長生きサポート信託（まもりぼし）は、お預け入れいただいた金銭信託から同意者としてあらかじめご指定いただいたご親族の方の同意を得た上で、お支払いをする商品です。  
また、定時定額払い方式をお申込みいただいた場合は、ご指定していただいた金額を同意者さまの同意なしで定期的にお支払いします。
- ・同意者は、お申込者の3親等以内の成人に達したご親族の方で、当行に普通預金口座をお持ちの方を2名までご指定いただけます。お申込後も変更や追加をすることができます。  
ご指定いただく同意者さまが当行にお取引がない場合は、お申込までに普通預金口座をご開設ください。  
また、同意者として指定されている間に普通預金口座を解約された場合は、ご同意いただくことができませんのでご注意ください。
- ・本商品の信託期間は5年間となります。信託契約期間中に追加信託がなされた場合でも自動延長はされません。  
当初に信託される金額は、500万円以上 10万円単位となります。  
追加で信託される金銭は、10万円以上 10万円単位となります。
- ・お預け入れいただいた信託金は受託者である当行名義の当行の信託口座で保管されます。当該保管にかかる取引について、当行は当該取引の状況を記載した書面を交付しませんのでご了承ください。
- ・当行は、金銭を信託していただく都度、信託報酬として信託された金銭の1%相当額ならびにこれに係る消費税および地方消費税相当額をいただきます。

### 2. 払出しについて

#### ・一時払い方式によるお支払い

お申込者は当行所定の支払請求書にお支払日・お支払金額をご記入の上、指定された同意者さまから署名捺印による同意を受けていただきます。当行は、同意者さまの同意があることを確認し、ご指定のお振込先に振り込む方法によりお支払いします。当行は係るお振込において、1回あたりの事務手数料として、お振込先が当行に開設された普通預金口座である場合には、金500円並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、お振込先が当行以外の金融機関に開設された預金口座である場合には、金1,000円並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を送金額から差し引く方法により収受します。

同意者さまの同意がない支払請求書では、お支払いに応じることができませんのであらかじめご了承ください。

なお、同意者さまが2名の場合の同意は、1名の同意で有効とする方法と2名ともに同意した場合のみ有効とする方法のいずれかを選択することができます。2名ともに同意した場合のみ同意を有効とした場合において、そのうち1名が長生きサポート信託（まもりぼし）約款の規定に基づき同意者でなくなった場合、新たに同意者をご指定していただくまでは、他方の同意者さま1名の同意をもって有効な同意として取り扱います

#### ・定時定額払い方式によるお支払い

定時定額支払い方式をご希望される場合には、当行所定の書類にてお申込みが必要となります。お申込みにあたっては同意者さまの同意は不要でいつでもお申込みいただけます。

「毎月20日」または「隔月20日」に1万円以上20万円以下（1万円単位）の範囲でご指定いただいた金額をご本人さま名義の当行普通預金口座に入金いたします。受取開始は、お手続き月の翌月20日（銀

行休業日の場合は前営業日) からとなります。

定時定額払い方式におけるお支払いは、本商品の申込書記載の委託者の普通預金口座にお振込みする方法により行います。当行は、かかるお振込みにおいて、1回あたりの事務手数料として、金 500 円並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額をお振込金から差し引く方法により収受します。

・解約時のお支払い

信託契約が解約される場合の解約手数料（長生きサポート信託（まもりぼし）約款第 11 条第（2）項をご参照）は、金 500 円並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額とします。

3. その他

- ・お申込者は日本国内の居住者に限られます。
- ・家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合や、任意後見監督人が選任された場合には、信託契約は終了となります。
- ・ご指定された同意者さまのご氏名などに変更があった場合には、お取引店にご連絡ください。ご連絡がないままお支払いのお手続きをご希望された場合、ご変更内容の確認などが必要となりますのでお支払を承れない場合がございます。
- ・受託者としての当行は、お客さまが長生きサポート信託（まもりぼし）について契約している事実、取引状況等の情報を当行の他の部門に提供することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・信託財産の残高は当行本支店において発行される残高証明書には反映されませんので、信託財産の残高については当行信託事業部にご照会ください。
- ・本商品の申込書に定めのない事項については、長生きサポート信託（まもりぼし）約款が適用されます。
- ・本商品の申込書に貼付する印紙税は当行が負担いたします。
- ・本商品に係る法務上、税務上の取扱いについては、弁護士、税理士等の専門家にご相談ください。

以上